**年度　認可外保育施設**

**自主点検表**

**ベビーシッター用（法人）**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 施設名称 |  |
| 記入者名 |  |

新座市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | | |
| １　保育に従事する者の数 | | |
| 原則として、保育に従事するもの1人に対して保育する乳幼児の数が1人になっていますか。 | はい　いいえ | 〇当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときに限り、例外が認められている。 |
| ２　保育に従事する者の有資格者の数 | | |
| 保育に従事するものは有資格者又は保育に従事する者に関する研修を修了した者ですか。 | はい　いいえ | 〇有資格者とは保育士又は看護師（准看護師を含む）の資格を有するものをいう。  〇保育に従事する者に関する研修とは、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下、「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。  〇採用した日から１年を超えていない者については、採用後１年以内に研修を受けることを予定していること。 |
| ３　保育士の名称 | | |
| 保育士でない者が保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用していませんか。 | はい　いいえ | 〇保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、罰金が課せられる。  〇事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがある。 |
| 第２　保育室等の構造、設備及び面積 | | |
| １　事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 | | |
| ①事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 | はい　いいえ | 〇事業の運営を行う事務所とは入場時の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。 |
| ②保育の実施に必要な備品を備えるよう保護者に協力を求めていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第３　非常災害に対する措置 | | |
| １　防災上の必要な措置の実施 | | |
| 防災上の必要な措置が講じられていますか。 | はい　いいえ | 〇地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について業務マニュアルの作成等の取組をしていること。 |
| 第４　保育内容 | | |
| １　保育内容 | | |
| ①乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われていますか。 | はい　いいえ | 〇以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていること。  　・子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項  ・乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項  　・子どもの遊び等に関する事項  　・保育の実施に関して留意すべき事項 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ②乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされていますか。 | はい　いいえ | 〇児童の生活リズムに沿ったカリキュラムの設定が必要である。  〇必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の体の清潔さを保つこと。 |
| ③乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施していますか。 | はい　いいえ | 〇沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。 |
| ④乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。 | はい　いいえ | 〇一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わること。 |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等 | | |
| ①乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢が確保されていますか。 | はい　いいえ | 〇保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であるとともに、資質の向上、適格性の確保が求められる。 |
| ②保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていますか。 | はい　いいえ | 〇保育に従事する前に、都道府県等が実施する研修を受講することが望ましい。  　また、保育従事者の質の向上のため、研修計画を作成する等、定期的な研修の実施が望ましい。 |
| ③乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分に配慮していますか。 | はい　いいえ | 〇しつけと称するかを問わず児童に身体的な苦痛を与えることは犯罪行為であること。  〇ネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならない。 |
| ④利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。 | はい　いいえ | 〇虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し助言を求める等適切に対応すること。 |
| ３　保護者との連絡等 | | |
| ①連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡していますか。 | はい　いいえ | 〇保護者との相互信頼関係を築くことにより、保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳等で相互に連絡しあうこと。 |
| ②緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先が整理され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされていますか。 | はい　いいえ | 〇かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて整備すること。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第５　給食  (食事の提供を行う場合には、記入してください。) | | |
| 「保育所における食事の提供ガイドライン（平成２４年３月厚生労働省）」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（２０１９年改訂版）（平成３１年４月厚生労働省）」を参考にすること。  衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年６月16日付け生食発0616第１号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年３月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。 | | |
| １　衛生管理の状況 | | |
| 食器類やふきん、哺乳ビン等は十分に殺菌したものを使用していますか。 | はい　いいえ |  |
| ２　食事内容等の状況 | | |
| ①乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児に対する配慮が適切に行われていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②アレルギー疾患等を有する子供について保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切に対応していますか。 | はい　いいえ |  |
| 第６　健康管理・安全確保 | | |
| １　乳幼児の健康状態の観察 | | |
| ①預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告（体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）を受けていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行っていますか。また、保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。 | はい　いいえ |  |
| ２　職員の健康診断 | | |
| ①職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施していますか。 | はい　いいえ | 〇健康診断の実施は、労働安全衛生法第６６条、労働安全衛生規則第４４条により義務付けられている。  ※短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。  　　①期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１年以上使用され、又は使用されることが予定されている者  　　②週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者 |
| ②食事の提供を行う場合には、おおむね月１回検便を実施していますか。 | はい　いいえ | 〇提供頻度やその内容とその実情に応じ、必要に応じて実施すること。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ３　感染症への対応 | | |
| 感染予防のための対策（手指の衛生や咳エチケットの実施等）を行っていますか。 | はい　いいえ | 〇手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されているか。  〇保育従事者へ周知されているか。 |
| ４　乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）に対する注意 | | |
| ①睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。 | はい　いいえ | 〇マニュアルの整備及び取組みがされているか（保育従事者への周知含む）。  〇睡眠中は必ず保育室に在室し、０歳児は５分、１歳児以上は１０分ごとに観察すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。  　このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている。 |
| ②乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。 | はい　いいえ | 〇　仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、 窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 |
| ③保育室では禁煙を厳守していますか。 | はい　いいえ | 〇児童は受動喫煙による健康影響が大きいため、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成３０年法律第７８号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年７月１日から「敷地内禁煙」となっている。（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。） |
| ５　安全確保 | | |
| ①乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されていますか。 | はい　いいえ | 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されているか。また、取組みがされているか（保育従事者への周知含む）。  ａ　事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え  ｂ　保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認  ｃ　室内、室外の安全確認チェックポイント  ｄ　ケガや急病等における応急手当の方法（実践）  ｅ　「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等  ｆ　事故発生時における対処方法及び連絡体制  ｇ　事故等発生後における詳細な内容等の報告 |
| ②事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図っていますか。 | はい　いいえ |
| ③不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されていますか。 | はい　いいえ |
| ④安全計画を策定していますか。 | はい　いいえ | 〇施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での  活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活にお  ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設に  おける安全に関する事項についての計画（安全計画）を策  定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保  育の実施をすること。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ⑤安全計画を職員に周知し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑥安全計画に基づく取り組みの内容等に関して、保護者に周知していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑦安全計画の内容を定期的に見直し、変更していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑧児童の送迎又は園外活動等のために児童の移動のために自動車を運行する場合、乗車及び降車時に児童の所在確認を行っていますか。 | ☐はい　いいえ  ☐該当なし |  |
| ⑨事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑩賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑪事故発生時には速やかに当該事実を市に報告していますか。 | はい　いいえ  該当なし | 〇事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照すること。 |
| ⑫事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい　いいえ  該当なし |  |
| ⑬死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。 | はい　いいえ  該当なし | 〇施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成２８年３月内閣府・文部科学省・厚生労働省）」を参考にすること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第７　利用者への情報提供 | | |
| １　施設及びサービスに関する内容の掲示 | | |
| 以下の事項について、サービスを利用する者に書面で提示されていますか。  ａ　設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名  ｂ　事業所の名称及び所在地  ｃ　事業を開始した年月日  ｄ　保育提供可能時間  ｅ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由  ｆ　利用定員  ｇ　保育士その他の職員の配置数又はその予定  ｈ　設置者及び職員に対する研修の受講状況  ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｊ　（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｋ　緊急時等における対応方法  ｌ　非常災害対策  ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項  ｎ　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） | はい　いいえ | 〇「ｋ　緊急時等における対応方法」について、緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。  〇「ｌ　非常災害対策」について、災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。  また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えない。（非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。）  〇「ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項」について、虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。 |
| ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | | |
| 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされていますか。  ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地  ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ｃ　事業所の名称及び所在地  ｄ　事業所の管理者の氏名及び住所  ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容  ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｇ　（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｈ　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | はい　いいえ | 〇「ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項」について、あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を加算する場合には、その料金についても、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。  〇書面での交付に代えて、利用者の承諾を得て一定の電磁的方法により提供することが可能である。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ３　利用予定者等への契約内容等の説明 | | |
| 利用予定者からサービス利用の申込みがあった場合に契約内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第８　備える帳簿 | | |
| １　職員に関する書類 | | |
| ①職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等を整備していますか。 | はい　いいえ |  |
| ②労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等がありますか。 | はい　いいえ | 〇労働基準法等の他法令においても各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。詳細については、労働基準監督署に確認すること。  （例）  　・労働者名簿（労働基準法第107条）  ・賃金台帳 （労働基準法第108条）  ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） |
| ２　利用乳幼児に関する書類等 | | |
| 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の利用記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等がありますか。 | はい　いいえ |  |